

田川市内における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
後藤寺(西向き)	福岡県田川市春日町1-20先	添田町が運行する自家用有償旅客運送(道路運送法施行規則第49条第1号に規定する「交通空白地有償運送」に限る。)の用に供する自動車に(通称「添田町バス」)限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	添田町地域公共交通会議を経て、令和8年3月9日合意
後藤寺(東向き)	福岡県田川市宮尾町800-4先			
春日橋(西向き)	福岡県田川市奈良269-1先			
春日橋(東向き)	福岡県田川市奈良268-1先			